

中泊町農業委員会会議録

令和6年1月16日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会1月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月16日（火） 13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員（13人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（1人）

委 員	8番	瓜田 益子		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第25号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第28号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について

議案第30号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 幹 谷 伊久弥

主 査 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会1月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、12番坂本委員、13番木村委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の谷主幹、小寺主査を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第23号

事務局
(小寺)

2ページをご覧ください。

報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、2件ございました。

内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第23号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第24号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第24号

事務局
(局長)

11ページをご覧ください。

報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。12月の相続等の届出は4件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第24号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第25号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第25号

事務局
(小寺)

13ページをご覧ください。

報告第25号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和5年12月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。12月分の農地移動あっせん申し出は5件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第25号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第27号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、9番澤田委員が関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終わりまで退席をお願いします。

【澤田委員 退席】

議長
(会長)

議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

16ページをご覧ください。議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第27号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

坂本委員

議席12番、坂本です。それでは報告いたします。去る1月4日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(局長)

次のページをご覧ください。
受付番号 46 番は、薄市字飛石地内の農地 2 筆、地目は畑、面積は 432㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号 47 番は、高根字小金石地内の農地 2 筆、地目は田、面積は 486㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号 48 番は、田茂木字若宮地内他の農地 4 筆、地目は田、面積は 27,949㎡の親子間贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号 46 番から 48 番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第 27 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第 27 号は原案のとおり決定いたします。

【 澤田委員 着席 】

◎議案第 28 号

議 長
(会長)

議案第 28 号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

19 ページをご覧ください。議案第 28 号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和 6 年 1 月 16 日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和 6 年 1 月 15 日付け中農政第 289 号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

（所有件移転）

22 ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が 9 件、買入が 5 件の計 14 件となっています。

受付番号 40 番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、宮川字霞地内の農地他 3 筆、地目は田、面積は 12,654㎡です。売買価格は 3,796,000 円で対価の支払い期限は令和 6 年 1 月 25 日を予定しております。

受付番号 41 番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、豊岡字三笠地内の農地 2 筆、地目は田、面積は 9,990㎡です。売買価格は 2,997,000 円で対価の支払い期限は令和 6 年 1 月 25 日を予定しております。

受付番号42番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、尾別字井の上地内の農地1筆、地目は田、面積は2,110㎡です。売買価格は633,000円で対価の支払い期限は令和6年1月18日を予定しております。

受付番号43番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、福浦字浦島地内の農地3筆、地目は田、面積は9,596㎡です。売買価格は3,358,000円で対価の支払い期限は令和6年1月18日を予定しております。

受付番号44番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、大沢内字住吉地内の農地1筆、地目は田、面積は3,676㎡です。売買価格は1,103,000円で対価の支払い期限は令和6年1月18日を予定しております。

受付番号45番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、大沢内字海原地内の農地1筆、地目は田、面積は1,719㎡です。売買価格は516,000円で対価の支払い期限は令和6年1月18日を予定しております。

受付番号46番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、尾別字小谷地内他の農地24筆、地目は田畑、面積は31,331㎡です。売買価格は8,000,000円で対価の支払い期限は令和6年1月18日を予定しております。

受付番号47番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、高根字小金石地内の農地2筆、地目は田、面積は11,658㎡です。売買価格は3,600,000円で対価の支払い期限は令和6年1月18日を予定しております。

受付番号48番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地2筆、地目は田、面積は10,110㎡です。売買価格は4,000,000円で対価の支払い期限は令和6年1月25日を予定しております。

受付番号49番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地1筆、地目は田、面積は2,342㎡です。売買価格は500,000円で対価の支払い期限は令和6年1月30日を予定しております。

受付番号50番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、芦野字福泊地内他の農地11筆、地目は田、面積は19,089㎡です。売買価格は4,000,000円で対価の支払い期限は令和6年1月30日を予定しております。

受付番号51番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内他の農地9筆、地目は田、面積は18,065㎡です。売買価格は5,734,000円で対価の支払い期限は令和6年1月30日を予定しております。

受付番号52番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、富野字千歳地内他の農地4筆、地目は田、面積は12,152㎡です。売買価格は4,254,000円で対価の支払い期限は令和6年1月30日を予定しております。

受付番号53番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内の農地1筆、地目は田、面積は6,075㎡です。売買価格は1,823,000円で対価の支払い期限は令和6年1月30日を予定しております。

所有件移転については以上です。

(利用権設定)

次に59ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号133番から147番までの15件で、内訳再設定が6件、新規が8件、転貸が1件となります。

受付番号133番から138番までは再設定で、受付番号147番は転貸のため詳しくは資料をご覧ください。

62ページをご覧ください。

受付番号139番は新規の設定で、設定する農地は宮川字鶴泊の農地3筆、地目は田、面積は5,602㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号140番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持の農地4筆、地目は田、面積は7,017㎡の賃貸借です。期間は3年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号141番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮他の農地8筆、地目は田、面積は30,171㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号142番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は4,483㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米1.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号143番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取他の農地2筆、地目は田、面積は6,741㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号144番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮の農地2筆、地目は田、面積は15,389㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号145番は新規の設定で、設定する農地は豊島字宮本の農地1筆、地目は田、面積は5,312㎡の賃貸借です。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号146番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮他の農地3筆、地目は田、面積は11,837㎡の賃貸借です。期間は10年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10aあたり米3俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

利用権設定については以上です。

(農地中間管理事業の利用権設定)

次に69ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての利用権設定は受付番号23-24番から受付番号23-27番までの4件です。

受付番号機構23-24番で、設定する農地は宮川字霞他の農地20筆、地目は田、面積は33,700㎡の使用貸借です。期間は10年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-25番で、設定する農地は田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は18,112㎡の使用貸借です。期間は10年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-26番で、設定する農地は田茂木字若宮他の農地20筆、地目は田、面積は20,179㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり25,000円、期間は5年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号機構23-27番で、設定する農地は田茂木字望月の農地1筆、地目は田、面積は3,060㎡の賃貸借です。賃借料は10aあたり25,000円、期間は5年。土地改良費は借主負担。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

事務局
(小寺)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第29号

議長
(会長)

次に、議案第29号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

82ページをご覧ください。議案第29号「中泊町農用地利用集積等促進計画の作成について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので審議を求める。令和6年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和6年1月10日付け中農政第283号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積等促進計画作成の要請について依頼がありました。

今回の受け手の再配分は3件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第30号

議長
(会長)

次に議案第30号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(谷)

90ページをお開きください。「贈与税の納税猶予及び不動産取得税徴収猶予に関する証明（農業経営）について」贈与税の納税猶予の特例を受けている下記の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求める。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加し承認するものとする。令和6年1月16日提出 中泊町農業委員会会長。

事務局
(谷)

次のページをお開き下さい。継続届出書提出予定一覧表ですが、継続件数が3件ございます。該当者につきましては、全農地を耕作していることを現地及び資料等を基に確認しております。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(小寺)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

- 1) 業務予定
- 2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和6年中泊町農業委員会1月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年1月16日

農業委員会	(松坂 龍美)	松坂 龍美
署名委員	(坂本 朝彦)	坂本 朝彦
署名委員	(木村 巧)	木村 巧